

平成 2 7 年 1 0 月

美里町教育委員会臨時会会議録

平成27年10月教育委員会臨時会議

---

日 時 平成27年10月13日（火曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席委員（5名）

1番	委員	長	後藤	真琴	君
2番	委員長職務代行		成澤	明子	君
3番	委員		留守	広行	君
4番	委員		千葉	菜穂美	君
5番	教育	長	佐々木	賢治	君

---

欠席委員 なし

---

教育委員会事務局出席者

教育次長兼教育総務課長	渋谷	芳和	君
教育総務課参事	大友	義孝	君
教育総務課長補佐	寒河江	克哉	君

---

傍聴者 1名

---

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- ・協議事項
- 日程第2 美里町総合計画について
- 日程第3 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）
- ・その他

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名委員の指名

- ・協議事項

- 日程第2 美里町総合計画について

- 日程第3 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

- ・その他

---

午後1時30分 開会

○委員長（後藤眞琴君） それでは、ただいまから平成27年10月教育委員会臨時会を開会いたします。本日の出席委員は5名全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として渋谷教育次長兼教育総務課長、大友教育総務課参事、寒河江教育総務課長補佐が出席しております。

議事に入る前にちょっと相談したいことがあるのですがけれども、傍聴する方から先ほど申し入れがありまして、今日の教育委員会の話し合いを録音させていただけないでしょうかというお願いです。その理由は、総合計画審議会の教育文化部会の方々に今日の教育委員会の議論、話し合いのことを録音したものでお知らせしたいと。その理由は、会議録が出るのを待っていたら間に合わないのではということなのではございますけれども、お認めしてよろしいかどうか。ちょっとご意見を聞かせていただきたいと思っております。お願いいたします。

○3番委員（留守広行君） いま委員長がおっしゃった教育文化部会というのは、どういう団体なのでしょう。

○委員長（後藤眞琴君） 渋谷課長さん、ちょっと説明をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 今回の美里町の総合計画につきましては、2つの組織がございます。1つは、審議会というのがございまして、それは一般住民、学識経験のある方、それから関係行政機関の代表、そして町の公共団体の代表で構成する審議会であります。

その下に、総合計画の政策・施策を検討する、これは教育文化部門なのですが、教育文化部会というのがございます。その中で教育文化に関する政策・施策を審議いただいております。

この委員につきましては、一般町民、公募の方もあります。これは町長が辞令を交付しながらお願いする形で審議していただいております。そういう組織であります。以上です。

○委員長（後藤眞琴君） なお、これ以外には、そのテープは使いませんということは確認しております。何かほかにご意見ありませんか、お認めしてよろしいですか。

○2番委員（成澤明子君） はい、いずれこの会は公開されるのですから、それを待たずにこの皆さんにお知らせしたいということであれば、差し支えないのではないかなと思っております。

○委員長（後藤眞琴君） ほかは何か。

（「なし」の声あり）

では、お認めすることにいたします。よろしく申し上げます。それでは、本日の議事を進めてまいります。

---

## 日程第1 会議録署名委員の指名

○委員長（後藤眞琴君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員長が指名することになっていますので、委員長から指名いたします。2番成澤委員、3番留守委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

---

## 協議事項 日程第2 美里町総合計画について

○委員長（後藤眞琴君） それでは、協議事項に入ります。

日程第2、美里町総合計画について協議いたします。では、事務局よりお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長、よろしいでしょうか。

先ほど留守委員のほうから質問がございました、総合計画審議会の条例と、それから総合計画等策定委員会の規程、それから委員の名簿を配付しております。

まず、審議会の条例で、第2条で、審議会は委員30人以内で組織するというので、1号から5号までの委員30人以内ということなのですが、実際は29人で組織されております。これについては、第1条に設置等の規定がございますが、町長の諮問に応じ、美里町総合計画の策定推進及び町長が必要と認める重要事項を調査審議するため美里町総合計画審議会を置くということで、この総合計画を調査審議するために置かれている組織になります。

それから、教育行政部会につきましては、第6条がございます。審議会に町長または審議会が必要であると認めたとき、次に掲げる部会を置くことができるということで、現在5つの部会が設置されておまして、教育文化部会については2号に規定されております。

それで、今までの審議会、それから文化部会の審議状況について、私のほうから報告させていただきます。

まず、名簿のほうから。これは審議会の委員名簿になっております。審議会につきましては、16番の徳永先生、この方は宮城大学の教授です。この方が会長に選出されております。それから、副会長に24番の渡邊親美さん、この方は遠田郡商工会長になります。教育文化部会につきましては、4番の長岡力男さん。この方は高校の教諭を務めたということで教育行政に携わった方ということです。この方は一般公募という形で委員に指名されております。それから、7番の羽生さん。この方につきましては、いま子育て中で駅東に転入された方で、転入1年以内の方ということで指名されております。それから、12番の手島牧世さん。この方は子どもたちにスポーツの指導をしている方ということで指名されております。それから、15番の青木英治

さん。この方も駅東にお住まいをされておまして、現役子育て中の父親で学習塾を経営されている方だそうです。それから、20番の佐々木勝男さんについては前教育委員長になります。

それで、部会のほうで部会長と部会長代理の選任を行いまして、部会長には12番の手島さんが、部会長代理につきましては7番の羽生さんが選出されております。

それで、審議会につきましてはこれまで2回開催されております。9月13日に第1回が開催されまして、総合計画案が町長から委員のほうに諮問されております。それから、第2回は10月1日に開催されておまして、計画の構成、それから人口ビジョン、それからパブリックコメントの実施結果、そしてこれまでの財政状況と今後の見通しについて説明がありました。審議会については、第1回、第2回合わせて4回の開催予定となっております。

それから、教育文化部会については、先ほど説明いたしました5人で構成されております。毎週日曜日を基本に調査審議されておまして、これまで4回開催されております。9月13日については、部会長及び部会長代理の選任を行って、日程調整をいたしております。それから、第2回につきましては、10月1日に開催されておまして、総合計画の10ページから30ページ、はじめに、それから美里町の概要、行財政運営の基本理念、主要課題、計画の体系などを審議しております。第3回につきましては、10月5日に開催されておまして、将来像に向けた考え方について、それから総合戦略案の考え方について、それからこれは継続なのですが、総合計画の10ページから30ページを審議いただきまして、多くの疑問点が出されておりました。その疑問点を踏まえまして、第4回、10月11日に開催されておまして、企画財政課より担当と課長に出席していただきまして、疑問点についての回答をいただいております。

第3回の部会についての審議内容について、若干触れさせていただきたいと思っております。

第3回は、総合計画案の将来像に向けた考え方について。これについては計画案の20ページです。これについて審議をいただいております。

その中で、この将来像の「産業が発展し、人が集い、賑わいのある生き生きとした暮らしができるまち」という総合計画の基本となる構想の意図することは何かということが出されましたし、産業の発展と学校教育とのかかわりをどのように考えたらいいか、町の方向性がわからないと。それから、前回平成19年に作成した総合計画の「人つどい、共に築く、幸せと豊かさを実感できる町」という将来像はわかりやすかったというような意見も出されました。それから、子どもの教育を産業の発展のために行うという捉え方になってしまうのではないかと。

次に、美里町の総合戦略案の考え方について、審議をいただいております。その中で出た内容について若干説明したいと思っております。

総合戦略と総合計画が一緒になるということが理解できない、説明を聞きたいと。それから、産業とのかかわりが、どう学校教育とかかわっていくのか理解できないと。前回のテーマのほう理解しやすかったという意見がございました。それから、前回の反省点を踏まえ、今回の施策があると。前回の施策1から3をまとめて、今回は施策1にしている。どうしてこのように見積もったのか理解できないと。これは、社会教育の部分は施策が1から3までありましたが、これを施策1にまとめておりますので、この辺で理解できないというような疑問点が出されております。

それを踏まえまして、今回は総合計画の30ページまでの範囲を中心に行いたいので、企画財政課の担当者の説明でよいと思うという形で4回開催されております。

4回目の審議といたしますか、疑問点に対する企画財政課長なりの説明がございましたので、その主なものを紹介したいと思います。

まず、美里町の総合計画と美里町総合戦略、なぜ目的の違う2つの表題があるのかという質問が出されております。これに対する企画財政課の回答については、総合計画と総合戦略は策定期間が同時期になるので、2つを一緒に策定することとすると。位置づけは変わらないと。それから、目的は包含されているという説明がございました。これについては、総合戦略につきましては、国の交付金を受けるために、一緒に策定することになったということです。

それから、10ページになりますが、「はじめに」になります。美里町の概要からです。ここに趣旨が必要であると思うが、ないのはなぜかという質問がございました。これについても、検討するということになります。

それから、11ページの美里町の行財政運営の基本理念につきましては、まず総合計画の理念が必要であるのではという質問については、これは検討するという答えをしております。それから、安定した行財政の安定とは何かという質問については、わかりやすく表現するという答えをしております。

それから、美里町の主要課題についての住民意向調査の一番重要度が高いと分析された医療についてはということで、これについては町単独ではどうすることもできないですが、この中に医療福祉という形で主要課題として掲載を検討するという答えでありました。

それから、産業振興雇用対策ということで、働く場のないことが若者の転出を招いていることは明らかであるという根拠は何かという質問に対しては、仕事のための転出が一番多いという回答がありました。

それから、次に計画策定の経緯。これについては、12ページになります。ここで、なぜ「ま

ち・ひと・しごと創生法」の施行が入っているのかと。これについては、わかりやすく説明が必要であろうという回答でありました。

それから、15ページから19ページの人口ビジョンになります。これについては、統計だけでなく美里町の人口ビジョンはという質問です。これについては、第1次計画については、住民基本台帳に基づいた人口ビジョンだったのですが、第2次、今回の総合計画については国勢調査をもとに人口ビジョンを定めているというような回答になっています。

それから、20ページの美里町の将来像2040、この表現です。全ての施策がこの将来像に向かうわけだが、教育の目標として使えるものにしてはと。この辺も組み直しを検討するという回答でありました。

それから、21ページになりますが、ここでは「産み育てやすい町の実現」とはどのようなことかという質問がありました。これは、子育てとそれから学校教育の部分が一緒になっておりますので、子育てと教育が一緒になっているので、これは（4）として、教育を柱とした項目を追加したいという回答がございました。

それから、取り組みの方向性、22ページになりますが、これが21ページと連動していないと。22ページの取り組みの方向性が連動していないという質問に対しましては、これは順番を変えてリンクさせるというような答えがありましたし、わかりやすく図解してはという質問に対しては、検討したいという回答がございました。

それから、基本計画は24ページになりますが、重点プロジェクトという言葉が突然出てくるが説明が必要ではという質問に対しては、検討したいというような回答でありました。

それから25ページになりますが、重点プロジェクトの①、この最初にプロジェクトの目的、「稼ぐ力を生み出し、賑わいをつくります」の、稼ぐ力と賑わいのかかわりはと、これは理解しづらいので、理解しやすいような表現に変えていくというような答えでありました。

それからプロジェクト③、これは子育て・教育プロジェクトについてですが、学校教育は「知・徳・体」がバランスよく満たされて人間を形成していくのだが、体の部分がかすんでいって展開策には見えてこないのだが、それはなぜかという質問に対しては、部会の意見を受け入れるというような考えがありました。顔が見える地域を形成するということはどういうことなのかと、表現については理解しづらいので検討するというような答えでありました。

それらたくさんの疑問点が出されていたのですが、主なものを紹介させていただきました。以上です。

○委員長（後藤眞琴君） ありがとうございます。この案件は9月定例会でも協議していたの

ですけれども、詳細な内容までは協議しておりませんので、きょう協議したいと思いますのでよろしく願いいたします。

ただいまの説明に質問や意見はございませんでしょうか。

では、まず僕から。13ページを見ていただければわかりやすいのではないかと思いますけれども、計画の体系というのがありまして、この産業の発展について、「人が集い、賑わいのある生き生きとした暮らしができるまち」。これは2040年までの将来像になっていくのですけれども、ここは第1章から第5章まで全て、「産業が発展し、人が集い、賑わいのある生き生きとした暮らしができるまちをつくる」ためにやるのですよというふうに、これはなっているのではないかと思うのです。

そうすると、先ほどの部会からお話のありました教育も医療も、それから暮らしやすい実感できるまちも、全てこの「産業が発展し」ということになるのではないかと思うのですけれども、こういうものが美里町の総合計画だということになりまして、美里町の見識が疑われるのではないかと思われますので、この辺のところはこれからよく考えていただきたいなという感じがします。

それから、余り僕が長くなるとあれなのですけれども、教育委員会にかかわる部分で31ページ、もっともつとあるのですけれども、まず生涯を通して学ぶまちづくり。これは社会教育のほうになるのですかね。ここを見ますと、これは生涯を通して学ぶまちづくりが、学校教育と幼児教育に重点を置いたまちづくりに取り組みますとなっているのですよね。どうして、生涯を通して学ぶまちづくりに学校教育と幼児教育、それだけでいいのかと。最初にそれがうたわれているのですね。

それから、33ページでは、社会教育の充実。その施策で、住民による主体的な学習の推進と学びのための環境整備と。これはまず、社会教育は、まちづくり推進課に補助執行を頼んでいと思うのですけれども、これはあくまでも教育委員会で計画を立てたものを、執行するのは教育委員会でいろいろな事情があって、その執行のほうを補い助けてもらうためのものだろうと思うのですよ。

ですから、こういうことの計画を立てるのは、町づくり推進課が素案をつくって、それを教育委員会で協議して決めていくのが筋ではないかと思うのですけれども、こういうところは全然、今回のことは時間の関係でしようけれども、話し合った分はないわけですよ。

それで、主体的な学習の推進となっておりながら、これを読んでいきますと、例えば施策の展開というところで、例えば住民が求める学びを把握してと、これはどこが把握するのか。そ

れで、必要な情報や学習機会を提供しますと、どこが提供するのかといたら、全部これは行政側がやるのだと。それで、最初には主体的な学習の推進と。そことどうかみ合うのか。こういうようなものがかなりのところに見受けられますので、教育委員会としては十分に検討して考えていかなければならないのではないかなという、感じを強く受けております。

とりあえず以上です。ほか、いろいろお願いします。

○2番委員（成澤明子君） では、まず総合計画案というもので、ページが抜けているところがあるのですが、これはまだこれから完全なものにしていくからという意味でしょうか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） これについては、まだページが確定していないということで、あえてページは付してはおりませんが、当然ページ数が固まった段階でページを振るということになります。現段階ではページは付していないのですが、完成したものについてはページを付するということになります。

○委員長（後藤眞琴君） 僕から補足説明いたします。美里町総合計画（案）となっている、これですよ。

○2番委員（成澤明子君） はい、そうです。

○委員長（後藤眞琴君） これは、事務局のほうでとりあえず教育委員会に直接関係するものという形で急いでつくってもらったもので、ちゃんとしたものにはあるのです。ページが抜けている部分があるので、その抜けている部分をちょっと僕はメモをしてきましたので。7ページから11ページのところ、8、9、10は直接関係ないだろうというので省略してあります。それから、ずっと後、15、16も抜けております。あとは、19ページも抜けております。あとは52ページ、53ページのところの教育委員会に直接関係するところで、スポーツの53、54というところがちょっと抜けてしまいました。どうも申しわけありません。

○2番委員（成澤明子君） ありがとうございます。

教育文化部会でもお話しされたみたいなのですが、一番根幹になる美里町の将来像2040というところですが、これはこれから変わり得るという場所なのだと思いますが、平成19年の将来像のものは、私もどちらかといえば美里町にふさわしいじっくりとした感じがすると思いますか、美里町の良さであったり、美里町の誇りであったり、やっぱり都会にはないものがあるのですけれども、そういうことに関しては表に出ていないという印象を受けています。経済的に発展していかなければいけないのだということが前面に出されているかなど。本当はもっと、むしろ22ページに載せられているような取り組みの方向性のほうがわかりやすいと思いますか、そうだなという納得ができるような感じです。20ページと21ページがなくても、

22ページから始まって大丈夫という印象を受けましたけれども。

○委員長（後藤眞琴君） いろいろお願いします。では、また僕から。

美里町総合計画と美里町総合戦略というのは、これは表題、前ページの一番上に中点でつながっているのですけれども、この中点の意味がどういうものなのか、一体なのか。まるっきり一体、合同なのか。これは、先ほどの説明では、美里町総合戦略は政府から交付金をもらうために主として作り上げていくものだ。僕の感じで、僕もそういった科学研究費というのをずっともらっているときには、立派な作文を書いてもらうのですけれども、もちろん報告書も出さなければなりませんけれども、総合計画を立てながらその戦略を練っていくという格好をとったほうが、これからの総合的な計画を行う美里町に即して考えていくことができるのではないかとこのように思うのですけれども。

この場合、総合戦略とこの中点でつないでというところから見ますと、同じだと考えるから、総合戦略のほうを優先させるから、この「産業が発展し、人が集い、賑わいのある生き生きとした暮らしができるまち」。こんなに本当にもう、町全体のことを考えた場合には、産業が発展するというのの一つのものだろうと思いますので、それを強調、これがもう、2040年までの美里町の将来像だと。こういう本当に、先ほども申し上げましたように、美里町の見識を疑われるようなもので総合計画を立てていくのだというようになったら、ちょっと僕は恥ずかしいなと思うのですけれども。

それで、やっぱり前にあった、ちょっとメモしてきたのですけれども、「人つどい、共に築く、幸せと豊かさを実感できる町」と。このほうがずっと膨らみがあって、何というのですか、ほのぼのとした感じで美里町の総合計画だという感じが僕などは強いのですけれども。

また、とりあえず以上です。ほか、何か。いろいろあるかと思いますが、ご意見など。

○4番委員（千葉菜穂美君） 私も何か内容が難しくてわからないのですけれども、先ほど成澤委員さんがおっしゃられたように、最初の基本構想というところは何か難し過ぎて理解できないので、3番の取り組みの方向性というほうがやっぱり何かわかりやすく書かれているのかなと思いますので、こういう難しいことはいらないのでないかなと、理解していたところなのだと思いますね。

わかりやすく、どの方が読んでもわかりやすい感じで書いていただきたいと思います。

あとは、子どもたちの教育と産業が、どのように繋がってきているのかなというところがよくわかりません。ここをどのように表現していくのかというか、何か私もよくわかりませんが、それがどうして繋がっているのかなということがあります。

○委員長（後藤眞琴君） 少なくとも、これだったら教育は産業の発展のためにありますとか、それだけです、ということになってしまうのですよね。そうしたら、何か昔のことを思い出されるような気がして、僕なんかも。

それから、11ページの「安定した行財政運営」と。これは、行財政というのは行政と財政のことですよね。それで行政のことを全然書いていなくて、これは「安定した財政運営」なんではないかと思うのですけれども、先ほども渋谷さんからこういうことがあったと。

この辺のところも、行財政の運営の基本理念となって、14ページの9の計画の進捗管理、これは基本理念を踏まえてと。基本理念がどこにあるのかと思っていたら、これの美里町行財政運営の基本理念が、これが基本理念なのですよね。先ほどは、総合計画の基本理念をこれから明確にしていくというような渋谷課長からの説明があったと思うのですけれども、ほかに僕は気がつかなかったのですけれども、基本理念を踏まえてというのが、この行財政の基本理念と。

書いたものにけちをつけるのは容易なのですけれども、それにしても余り疑問が残る、疑問を持たざるを得ないような書き方がいっぱいしてあるので、どういうふうにしてつくったのかなという感じがいっぱいしているところです。

それから、使われている統計のものも古いのですね。町独自でこういうふうなことをやりましたというのがないのですよね。例えば、就業人口が幾らとか、25ページの産業活性化プロジェクト。これは、産業に力を入れる割には、これらを総合戦略で政府に交付金をもらうために出して、こんなもので大丈夫なのかと思うのですけれども。例えば25ページ、現状と課題というのがあります。2012年、890事業所、2009年の調査でこれこれと、それで今2015年ですよね。

美里町の現状が14年とか旗印にして、どうして調べられないのかなと。こういうもので、僕が政府のこれを見て交付金を出すのだったら、もうちょっと調べてくれてもいいのではないかと印象を与えてしまうのではないかと。僕だったらそう思うので、そういう印象を与えるのではないかと思うのですけれども。ここに、産業別に分けると下記の状況となっていますと。これは今のところの真ん中あたり、1985年、1995年、2005年、2010年までなのですよね。こんなもので大丈夫なのかと。

○2番委員（成澤明子君） 確かに委員長の今のことですけれども、2011年に震災があったわけで、その後の状況というのは美里町においても随分変わったと思いますから、そこのところを入れることは絶対に必要だと思います。

ここで話し合ったことというのは、総合計画審議会条例に基づいてやっていると思うのですけれども、どの程度反映されるものなのでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 第4回の中で、担当企画財政課長が出席しております。その中で、やはりわかりやすい表現にするとか、検討するという部分がありますので、この案についてはかなり修正された内容になってくるのではないかというふうに思っております。

随時、部会の中で要望なりあった分については、当然加筆していくという形になりますので、かなりの修正された案が、次回の全体会議になるとは思いますが、その中で提示されてくるのではないかというふうに思っております。

○2番委員（成澤明子君） そうしますと、第6条に部会が6つ書いてありますけれども、そのほかに例えば教育委員会というのはここにはもちろん入っていないわけで、教育委員会のこういったここでの話し合いというのは、全体会みたいなきに反映されるのですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） その辺は当然、要は最終案ができた段階で、当然町長のほうから教育委員会のほうには、このようになったということで示されてはくると思いますが、現段階では教育委員会で言えるのは、意見が出てくれば、それは担当課のほうに通しながら、部会とそれから教育委員会が同時に動くというか審議しているというような形になると思います。その辺については、私を通しながらお話ししていきたいというふうに考えております。

○委員長（後藤眞琴君） ここで、一部訂正するような格好だったら、これはそのまま出しましたら僕の感じでは、教育委員会の見識が疑われますので、きちんと教育委員会に関係する部分を展開して、それできちっとしたものを出さないと、先ほども一部申し上げましたけれども、かなり矛盾したところがありますので、だからその辺のところはきちんとしていただかないと、勝手に部会とか策定委員会でこうするとなったら、教育委員会としては責任を持っていない部分が出てきますので、その点はよろしく願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） その辺は、随時教育委員会のほうには報告させていただきたいと思っております。

この部会のほうが、まだ30ページまでしか進んできておりませんので、教育委員会の所管とする第1章、生涯を通して学ぶまちづくり、この辺にはまだ入っておりませんので、全体の共通の部分の審議にとどまっておりますので、これ以降、部会を何回か開催する予定になっておりますので、その中で審議されてくるという形になります。

○委員長（後藤眞琴君） 本当に恥ずかしいようなことで、さっきの社会教育の充実、33ページで、さっき一部触れましたけれども、施策の目的で、「住民自ら行動できる学習活動をつくります」と。それで、みずからが行動できる学習をつくりますと、誰がつくるのですか。行政が

つくりますとなりますよね。それで主体的と、どう関わるのですか。こういうふうな主体的だったら、住民がみずから行動できる学習活動環境を提供するとか、充実させるとかいうことなのに、行動できる学習活動そのものを行政側がつくりますといたら、どこに住民の主体性が発揮できているのか。住民の主体性が発揮できるもの、環境とかそういうものを整備しますよというのが基本だろうと思うのですよね、主体的の意味は。

ですから、そういうものが、これを見たらあくまでも行政が全部やると。やってあげるのだと。それでは主体的はどこにいつているのだと。これは本当に読む人に、教育委員会これでもいいのかと言われたときに、これだったらやっぱりおかしいですねとなっちゃいますよね。

ですから、そういうところを本当に、先ほどの繰り返しになりますけれども、教育委員会では自分たちが責任を持てるようなものをきちっと総合計画として立てていくということが、僕は基本的なことだろうと思いますので。

本当にそういうことがいっぱいあって、また僕ばかり言っているのですけれども、33ページのところで、この施策の展開の3番で、「小学校区を単位として、学校、家庭及び地域が連携し、子どもたちの社会性を育む地域づくりを進めていきます」と。これは小学校区単位を、これから再編を含めた住民との意見交換会の中で検討しなければならないものも、含まれているのですよね。それをもう、ここでは小学校区を単位とすると。どこで誰が決めたのかと。そうしたら、住民との意見交換会がどんな意味を持つものか。

そういうものがいっぱいありますので、本当に僕たちが責任を持てるものを総合計画として立てていかなければならないのではないかという感じを強くしているのです。

さっきから僕ばかり言っているみたいですがけれども、34ページの施策2のところで、読書普及による知識の向上とある。何の知識を向上させるのか。読書普及による知識の向上。

それで、この施策の目的は、知識を得る機会を提供しますと。どんな知識、知識だけでいいのかと。それで、現状と課題を見ていきますと、みんな図書館のことなのですよね。それだったらもうちょっと、この読書普及による知識の向上を考え直して、例えば僕だったら図書館活用により教養を高めるとか、そういうもっと幅広いようなものを、この施策の現状と課題、施策の展開などを考えた場合。

そういうところがいっぱいありますので、何遍も繰り返しますけれども、本当に教育委員会として責任を持てるものを考えていかなければならないのだろうと思います。

僕ばかり申し上げていて。大友参事さん、これを一読してどういうお考えでありますか。

○教育総務課参事（大友義孝君） 中身ですか。先ほど委員長がおっしゃられた策定経過ですか

ね。それと、一番問題なのは総合戦略と総合計画のかかわりの部分。これがきちんと整理づけされた上で案が示されれば、一番いいものになってくるのだろうというふうには思うわけです。

ただ、この前提となっているのは、前の10年の総合計画が途中で改定をしまして、そして町の将来像に向かっていろいろな施策をし、最後は事務事業の展開をしてきたわけです。その総括がさきに語られているわけなのですよ。その総括がどうであったかによって、そして住民の皆さんの満足度も含めて、だったら美里町の次はどういうふうな将来像に向かっていくのか。もしくは、まだ前の将来像に到達していないのでそれを踏襲していくぞとか、振り分けが出てくるところがあるはずなのです。

その中で、いま文言を羅列しないと、なかなか住民の皆さんに伝わらないものですから、この言葉を選びながら、案が示されていると。

ただ、その場合に、やはり教育委員会としても、先ほど言われたように、将来像に向かっての教育があるわけであって、その将来像に向かうための教育はどういうふうにしたらいいのかというふうな部分になってくるわけですね。そこが違った方向に行くと、どうもよろしくないあんばいになるのかなと。

それで、私もいろいろと見てはいるのですがけれども、やはり教育委員会はその将来像に向かった美里町の教育をどのようにしていくか。そこをしっかりと見つめる必要があると思いますし、最もその前提となるのが、先ほどお話ししました前回の計画がどこまで到達したのかと、そこが一番重要になるのかなと思っています。

だから、総合計画そのものについてはやっぱり時間のかかる計画ですから、これは10年前の市町村合併の建設計画から2町の総合計画を含めた、国の施策も含めた美里町の総合計画というのが最初だったわけですね。ですから、それからもう10年たっているわけですから、見直しならずとも次の方向に進むという、要するにステップアップする目標がないとよろしくないのかなと思うのですね。

○委員長（後藤眞琴君） 教育長いかがですか。

○教育長（佐々木賢治君） 私も大友参事と同じような見方といいますか、考え方なのですが、これは前のやつですね。平成24年3月に見直しをして、それとのいま継続性をちょっと図書館の部分を確認してみたのですが、やはり前の今年までの総合計画の結果がどうだったのか。

例えば、施策の展開が出ていますが、それとの関連性というのはどうなのだろうと。実践がない、あるものももちろんありますけれども、具体的な取り組みも出ていますが、これも図書館担当が考えた感じのことだとは思いますが、その辺のチェックですね。かなり必要なのか

など。これが、忙しいというのは理由にならないのですが、突然出てきた経緯もございまして、私どももゆっくりチェックできなかったのですね。その辺、多分企画財政課のほうでもかなり反省をし、そしてそれに基づいて修正の作業にかかると思うのですが、かなり日程的にも厳しいものがあるかというふうには思っております。

ただ、委員長が言われるように、出来てから「何だ、これとは」。それだけは避けなくてはいけないなど、そういった認識はもちろん持っております。

○委員長（後藤眞琴君） 教育長、その資料は何というのですか。

○教育長（佐々木賢治君） これは、委員の皆さんの手元にはありませんか。

○委員長（後藤眞琴君） 前のですね。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 前の総合計画です。

○委員長（後藤眞琴君） それでは、委員の皆さんに全部いただけると。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） これ、全体ですか。

○委員長（後藤眞琴君） はい。資料というのは、大学に入ったときに先生から、本はこう読むのだとたたき込まれたのです。本は表紙から表紙の裏まで読んで、初めて読んだことになるのだと。それですから、全部読まないで読んだことにならないということでもありますので。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） では、総合計画を全ページということでしょうか。

○委員長（後藤眞琴君） 前の総合計画の改訂版です。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 前の総合計画でよろしいのですね、24年の。

○委員長（後藤眞琴君） 先ほど、僕はもらったのですけれども、計画案全文もほかの委員さんに全部行き渡るようにしたほうがいいのではないかと思うのですけれども、どうですか、皆さん、いいですか。全部要らないですか、関係するものを。

○4番委員（千葉菜穂美君） 全部は要らないです、読み切れません。

○3番委員（留守広行君） 関係する部分のみを、いただければ。

○委員長（後藤眞琴君） それでは、そこも関係する部分だけで。渋谷課長さん、僕には全部お願いします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） わかりました。

○委員長（後藤眞琴君） ではお願いしますね、あとは。

○2番委員（成澤明子君） もう自由に話していますけれども、22ページの文章と、それから20ページ、21ページの文章とか、22ページのほうが何か思いをどんどん出しているという印象があって、20、21ページはもう頑張っているという印象があります。

だから、何というか、本当はこの美里町にみんなが住みたくなるような町を目指すのだと。町の良さとか誇りとか、お金に換算できない値打ちがある、魅力がある美里町に住みたいのだと。その上に立って、稼げる町であれば尚更いいというようなことになっていくと思うのですけれども。だからもう、さっきも言いましたけれども、20、21ページがなくても、22ページからで十分だなという印象を受けています。

○委員長（後藤眞琴君） 僕もこれ、産業の発展という将来像というのは、これは総合戦略のために考えたものだろうと思うのですよね。それを総合計画の中に入れるなんていう、そのこと自体がおかしくなっているのではないかと思うのですよね。ですから、成澤さんのおっしゃるようにね。留守さん、いかがですか。

○3番委員（留守広行君） 一読して、なかなか私ではわからなかったのですけれども、やっぱり計画とか戦略というのは将来的なものですから、その中でもやっぱり過去と現在そして未来というところで、現状と過去はどうだったかというのは、やっぱり必要なのではないのかなと思うのですね。そういうところで計画、戦略が立てられればいいのではないのかなとは思いません。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

○2番委員（成澤明子君） やっぱり、あの震災があってから、当たり前なのが当たり前暮らすことができなくなっているというようなことを目の当りにして、本当に生命の危機であるとか、環境の危機であるとか、水の危機であるとか、空気の危機であるとかということが、ここはそういうことがない。当たり前だと思っているのですけれども、そういうところもきちんと、環境としてこういう環境にあるのだがという言い方は必要なのではないかなと。

現にもう実際に、いい空気を吸おうと思っても吸えない環境の方もいらっしゃるわけで、当たり前なのに値打ちがないという書き方はやっぱりいけないと思います。

○委員長（後藤眞琴君） 総合戦略なのだから、交付金をもらうとか、こちらの戦略を考えて、いま成澤さんがおっしゃったような震災後の町の現状というものを捉えて、その上に立った戦略を練って、交付金を最大限もらってくると。そういう戦略を立てていいのではないかと。

それで、総合計画はまた別に、これからの40年で考えると。これは、企画財政課が中心になって、そのために教育委員会はそういうきちんとした将来像があったら、教育委員会もそのために向かっていろいろ考えていきますという気になるのですけれども、これだったら産業のために何でも小学校の教育を考えなければならないのだと。産業だけでいいのかとなってしまうから、その辺のところはやっぱりきちんとしたものを考えていただかないと。どうしたら

いいのかわからなくなってしまうのでね。ほか、何かございませんか。

それでは、確認しておきたいのは、こういう教育委員会に関係することは、きちんと教育委員会で責任を持てるものを考えていくと。そのためには、この将来像というものをぜひ見直していただかないと、それに沿ったような形では教育委員会としてはどう考えたらいいいのかわからないと。どうしてかという、多分に今日のお話し合いの中でも、これではこの将来像に向かって美里町の教育、これだけのために考えていくことはちょっと無理だという思いは確認させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

何かほかにご意見は。ほかにもたありましたら、これはずっと、この点はこれからも協議が必要でありますので、本日で決定するものではございません。ほか何かありましたら、次のほうへ移りたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、引き続き審議会や教育部会と歩調を合わせて、継続した協議を行いたいと思います。

---

#### 協議事項 日程第3 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

○委員長（後藤眞琴君） では、次に日程第3、美里町学校教育環境整備方針についてを協議いたします。事務局より、本日の協議内容の説明をお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、事前にお配りしておりますが、前回、9月定例会におきまして、学校再編に係る意見交換会を再度開催すべきであるという教育委員の皆様方からのご意見をいただいております。それにおきましては、全ての町民の方に知らせる方法をきちんととった上で行ってほしいということでしたので、11月の広報みさとに掲載し、また町のホームページなどでもお知らせした上で開催すべきであるということが決定されました。それを受けて、事務局のほうで11月の日程を組ませていただきました。それを11月の広報に載せるべく原稿案を作成したのが、まず今日の資料の1枚目でございます。

次に、お渡しした資料の2枚目、3枚目につきましては、では前回の意見交換会にはなかなか参加していただけなかった保護者の皆様方には、学校を通じて個別にお知らせしたほうがよろしいのではないかとというようなことが、9月の定例会で話し合われましたものでしたので、素案をお示ししました。ただ、その素案の文章についてはかたい部分もありましたので、柔軟なやわらかい言葉にしたほうがよろしいというような委員の意見もございましたので、今回はいただきました成澤委員の案をつけさせていただいておりますので、その2つを見比べしてい

ただきながら、この場でお決めいただければありがたいかと思っております。

あと、3つ目の資料でございますが、今言ったとおり、町民に対する周知については、広報みさと、ホームページで行うということで意見をいただいておりますが、またそのほかに地域を代表する行政区長の皆様方などにもお話ししておけば、区長さんを通じて地域の方々も参加するような機会がふえるのではないかといたことがございましたので、あさって15日に行政区長会議が開かれる予定でございます。ですので、その場におきましても、この広報みさとの原稿案をもとにしまして、区長様方のほうにもこういった意見交換会が開催される旨を周知しておく。また、区長さんからお知り合いの方々にもお声がけしていただくというような手配をとりたいと思っております。

また、最後になりますけれども、この当日、どうしても広報でお知らせする、あとは人伝えでもお知らせするだけでは知らなかったという方もいるかもしれませんので、防災行政無線を使用しまして、その会議の当日には会場が近い地域に対してお知らせする、広報するといった部分の手はずも、いま行っているところでございます。

これについては、緊急性があるわけではございませんが、事前に予約しておけばその広報も可能であると、行政無線担当からも助言をいただいておりますので、そのようにしたいと思っております。

それでございますので、きょうの協議事項では、1つ目としましては11月9日、10日、13日としておりましたが、その日程の最終確認をまずしていただきたいというのが1点目。

2つ目としましては、いま説明しました住民への周知方法。区長会を通じたもの、あとは町の広報みさと、ホームページを通じたもの、または当日の行政無線などでのお知らせ。これでもよろしいかどうか。

あとは、3つ目の最後としましては、保護者へのお知らせの文書の中身についてご協議いただけたらありがたいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

それでは、第1点目のこの日程のところ、きょういただいた資料の最初の意見交換会の開催について、11月9日、11月10日、11月13日、18時30分から20時30分。皆同じ2時間という予定で、これでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、こういうふうにしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次は、周知方法ですけれども、いま寒河江さんから説明があったものにつけ足すようなものがありましたら、よろしくをお願いします。あるいは、そこまでしなくてもいいのでないかというようなものもありましたら、それを含めてご意見ををお願いします。

○2番委員（成澤明子君） 寒河江さんからいろいろな方法が出されて、大変よかったと思いました。広報みさにも載せる、インターネットにも載せる、それから10月15日には行政区長会議があってそこでお話するということだと、行政区長さんの数というのも結構な数だと思いますから、とてもいいのでないかなと思いました。

○委員長（後藤眞琴君） あと、ほかに何かご意見ございませんでしょうか。では、なければ先ほど寒河江さんから提案された周知方法をするということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、そういうふうにいたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次ですけれども、保護者の皆様へという案内文なのですけれども、これを事務局のほうで考えてくれたものと、それから成澤さんが考えてくれたもので、それでここで最終的にきょう決めていきたいと思うのですけれども、その点について何かご意見がありましたら、どうですか。

では、僕のほうから提案させていただきますね。僕は、事務局で考えてくれたものが悪いというわけではないのですけれども、成澤さんが考えてくれたほうが易しい言葉で書いてありますので、そちらを中心に、あと語句の訂正とかを考えていったらいいのでないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。どうですか。そういうふうにしてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、そういうふうにいたしたいと思います。

それで、ちょっと僕が考えてみたのですけれども、時間節約のため読み上げながら。それでは、「学校再編についての意見交換会（御案内）。実りの秋を迎え、保護者にはいかがお過ごしでしょうか」と、そのまま。「日ごろより美里町の教育に」、これは「教育行政」とやらなくて「教育に」でいいのでないかと。そのまま。「御理解と御協力をいただき、厚く感謝いたしております。

さて、教育委員会では、子どもたちの健やかな成長を願い、その後「子どもたちが」と、それを入れたらどうか。「子どもたちが基礎学力を身につけ、充実した学校生活を送るために」、あと同じです。「学校教育環境全般の整備が重要であると考えています」、そこまで。

それで次、「その一方で」というのを取って、行を変えて、そこまで第2段落として、次に段落を変えて、「美里町においても子どもたちの数が減ってきているという現実があることを

踏まえて」で点です。「教育委員会では将来のあり方などを美里町学校教育環境審議会に諮問し、調査審議をしていただき、答申していただきました」と。いただき、いただきが続くのですけれども、その点については後でよろしく申し上げます。

それから、「また」点で、「保護者の皆様に」以下、同じです。ずっと。「下記の日程にて」というのを、「下記の日程におきまして」と、それはどっちでもいいこと。あと、皆同じです。これが一応僕の家です。よろしく申し上げます。

○2番委員（成澤明子君） そのほうがわかりやすいと思います。

○委員長（後藤眞琴君） ほか、何かご意見があれば。この「いただきました、いただきました」はどうしますか。ワープロで文章を書いていると、同じだとかいうチェックが出ますよね。この「調査審議をしていただきました」を取ってしまって、「美里町学校教育環境審議会に諮問し、答申していただきました」でもいい気がするのですよね。

○2番委員（成澤明子君） はい、いいと思います。

○委員長（後藤眞琴君） どっちがよろしいですかね。

○教育長（佐々木賢治君） 「調査審議をいただき」がなくてもいいですね。答申という言葉も、難しいかな。

○委員長（後藤眞琴君） 「答申していただきました」でいいですよ。 「答申書を提出していただきました」とかいうこともあるのですけれども。

○教育長（佐々木賢治君） 答申そのものも難しいのだけれども。

○委員長（後藤眞琴君） それでは、そんなところでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

では、確認しなくてもよろしいですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） では、事務局で一度読み上げさせてもらってよろしいですか。

○委員長（後藤眞琴君） はい。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） では、読み上げさせていただきます。

○教育長（佐々木賢治君） ちょっと待ってくださいね。教育委員会では云々という文言で中身が書いてありますので、教育長名ではなくて、教育委員会という差出人名、どうなのでしょうか。

○委員長（後藤眞琴君） こういう場合は、今までどんなふうにしてきたのですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これまでは、保護者に対する発信文書は教育長名で行っ

ておりました。

○委員長（後藤眞琴君） それで、何か変える理由はありますか。

○教育長（佐々木賢治君） 話が大きい内容ですので、教育委員会全体の問題としていま私たちは協議していますので、委員長名がどうかと。それでいいかどうかちょっと確認させていただきます。

○2番委員（成澤明子君） 教育長さんのお名前が良いと思います。

○委員長（後藤眞琴君） 教育委員会として、教育長名でいいということで、そうなればよろしいですね。

○教育長（佐々木賢治君） はい、わかりました。

○委員長（後藤眞琴君） では、教育長名で出すと。あと寒河江さん、確認をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） では、読み上げさせていただきます。タイトルは、意見交換会としてよろしいでしょうか、では読み上げます。学校再編についての意見交換会（ご案内）

爽りの秋を迎え、保護者の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。日頃より美里町の教育にご理解とご協力をいただき、厚く感謝いたしております。

さて、教育委員会では、子どもたちの健やかな成長を願い、子どもたちが基礎学力を身につけ充実した学校生活を送るために、学校教育環境全般の整備が重要であると考えています。

美里町においても、子どもたちの数が減ってきているという現実があることを踏まえて、教育委員会では将来の学校のあり方などを美里町学校教育環境審議会に諮問し、答申をしていただきました。

また、保護者の皆様方に美里町学校教育環境整備に関するアンケートを行い、たくさんの意見をお聞かせいただきました。

教育委員会としましては、子どもたちにとってよりよい学校環境を実現すべく、学校再編ビジョンの骨子素案を策定いたしました。（裏面をご覧ください）。

下記の日程におきまして、意見交換会を開催しますので、ご都合のよい日時、会場にお越しいただき、皆様方のご意見をお聞かせいただきますよう、ご案内申し上げます。

記、以下は省略させていただきます。

○委員長（後藤眞琴君） それでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

では、そのようにいたしますのでよろしくお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 恐れ入ります。委員長、よろしいでしょうか。

こちらのほうのお知らせにつきましては、広報が出る前なのですが、10月の下旬、20日過ぎあたりを考えております。余り早くお知らせしても今度は忘れられるということもあると思いますので、10月20日から25日ぐらいまでの間を、学校のほうを通じてお配りしたいと考えておりますので、そのようにお願いしたいと思います。

○委員長（後藤眞琴君） では、よろしく申し上げます。

ほか、何かございますか。それでは、11月の学校再編にかかわる意見交換会では、委員の皆さんのご協力をお願いいたします。ほかになければ、協議事項を終了いたします。

次に、その他でございますが、委員や事務局から説明事項はございませんか。何かございますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいですか。

成澤委員のほうから、先日行われました大崎広域の教育委員会の報告をしたい旨、お話がありましたので、よろしくお取り計らい願いたいと思います。

○委員長（後藤眞琴君） それでは、成澤委員よろしく申し上げます。

○2番委員（成澤明子君） 10月9日にパレットおおさきで教育委員会が行われたのですが、そのときは臨時会でした。それで、色麻町の佐々木景喜委員が委員を辞任したい旨の届け出がありまして、これに同意しましたということです。

今までも委員会があったのですが、私は報告をしないできましたが、これからはしたほうがいいですね。

○委員長（後藤眞琴君） はい。ぜひ、申し上げます。

○2番委員（成澤明子君） はい、体調不良のための辞任でございました。以上です。

○委員長（後藤眞琴君） 何かご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

では、どうもありがとうございました。

ほか、何かございますか。事務局のほう、何かございますか。

（「なし」の声あり）

では、ないようですので、以上で本日の議事は全て終了しました。これで平成27年10月教育委員会臨時会を閉会いたします。どうもご出席ありがとうございました。

---

午後 3時 5分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉の調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年11月25日

署 名 委 員

署 名 委 員